【裏面】令和8年度市民税・県民税申告書の記入方法

（表面の記入方法については2～3ページをご参照ください。）

6 給与所得の内訳：日給などの給与所得があり、源泉徴収票のない方は、各月の日給、月収、勤務先所在地、勤務先名等を記入してください。

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項：総合譲渡（短期と長期で区分）・一時所得に関する収入金額や必要経費等を記入してください。

11 事業専従者に関する事項：専業専従者とした親族がある場合は、当該親族の氏名、続柄、生年月日、専従者給与（控除）額、従事月数、個人番号、所得税における青色申告の承認の有無、合計額を記入してください。

12 別居の扶養親族等に関する事項：別居の扶養親族等がある場合は、扶養親族等の氏名、住所、個人番号を記入してください。また、国外居住にも該当する場合は該当項目にチェックを入れてください。

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項：特定配当等に係る所得金額を総所得金額に含め、配当割額の控除を受けようとする場合は、配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額を記入してください。

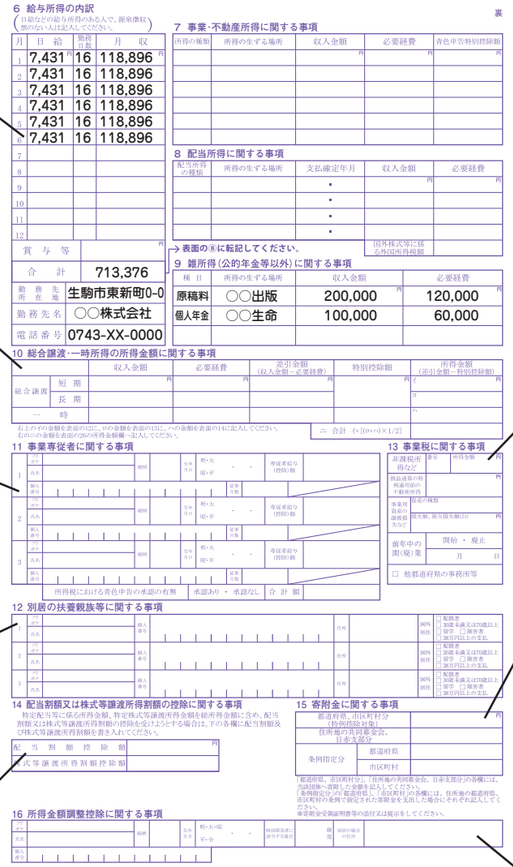

7～9に関する事項：該当項目に所得の種類や所得の生じる場所、収入金額、必要経費等を記入してください。

13 事業税に関する事項：各項目に該当する事項がある場合のみ、記入してください。詳しくは奈良県税事務所（電話0742-20-4533）にお尋ねください。

15 寄附金に関する事項：あなたが令和７年中に寄附した①都道府県・市区町村（特例控除対象寄附金）に対して支出した寄附金額、②住所地の共同募金会・日赤支部分に対して支出した寄附金額、③奈良県の条例で指定された寄附金額、④生駒市の条例で指定された寄附金額を記入してください。

16 所得金額調整控除に関する事項：令和７年中の給与収入金額が850万円を超えていて、申告書裏面左側に記載の要件に該当する方は、氏名、続柄、生年月日、障害の程度（特別障害者に該当する場合）、別居の場合の住所、個人番号を記入してください。

～～～～～～～～～～ 市民税・県民税申告に関するよくあるご質問 ～～～～～～～～～～

Q１ 必ず申告しなければいけないものですか。

A１ 申告する必要がある方は、１月１日現在、生駒市内に住所のあった方（１月２日以降に転出された方も含みます。）で、前年中の所得が次に該当する方です。ただし、所得税の確定申告書を税務署へ提出された方は同時に市民税・県民税の申告をしたものとみなされますので、改めて市民税・県民税の申告は不要です。

１．公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方
２．１か所から給与の支払を受けている方で、かつ、給与所得以外の所得（不動産、配当、雑所得など）の金額の合計額が20万円以下の方
３．２か所以上から給与の支払を受けている方で、かつ、年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得以外の各種所得金額との合計額が20万円以下の方
４．収入がなかった方

次に該当する方は、納付すべき所得税又は還付される所得税がない等、所得税の確定申告書を税務署へ提出しない場合に市民税・県民税の申告をする必要があります。

５．事業による所得や地代、家賃、配当などの所得があった方
６．給与所得以外に各種所得（配当、不動産、雑所得など）のあった方
７．２か所以上から給与の支払を受けている方（３を除く）
８．日払いによる給与収入で源泉徴収票のない方
９．給与所得のみで、年の途中で退職し、再就職していない方

Q２ 市民税・県民税の申告は確定申告のことですか。

A２ 確定申告ではありません。確定申告は、税務署に提出する所得税の申告のことです。

Q３ 税務署で確定申告をしようとしたら、年金収入400万円以下の収入のため確定申告は不要と言われましたが、市民税・県民税の申告は必要ですか。

A３ 公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方で確定申告が不要であっても、公的年金等以外の所得がある場合や各種控除などを申告する場合は市民税・県民税の申告が必要です。

令和8年度市民税・県民税申告書の手引き

あなたの所得に係る税金は、所得税(国の税金で税務署に申告)と、市民税・県民税(生駒市及び奈良県の税金で生駒市に申告)に分けられます。市民税・県民税の申告とは、1月1日現在あなたが住んでいる生駒市に対して、前年1月1日から前年12月31日までの全ての所得を記入して提出する手続きをいいます。この申告により、市民税・県民税・国民健康保険税等が計算され、証明書の発行等も可能となりますので、本手引きをよくお読みになり、市民税・県民税申告書を作成し以下の提出期間内に提出していただきますようお願いいたします(本手引きは令和7年12月現在の地方税法等により作成しています。)。

●申告が必要(不要)な方

次の図の矢印に沿ってお進みいただき、申告の要否を確認してください。なお、図に当てはまらない場合は、4ページに申告に関するよくあるご質問を掲載しておりますのでご参照ください。

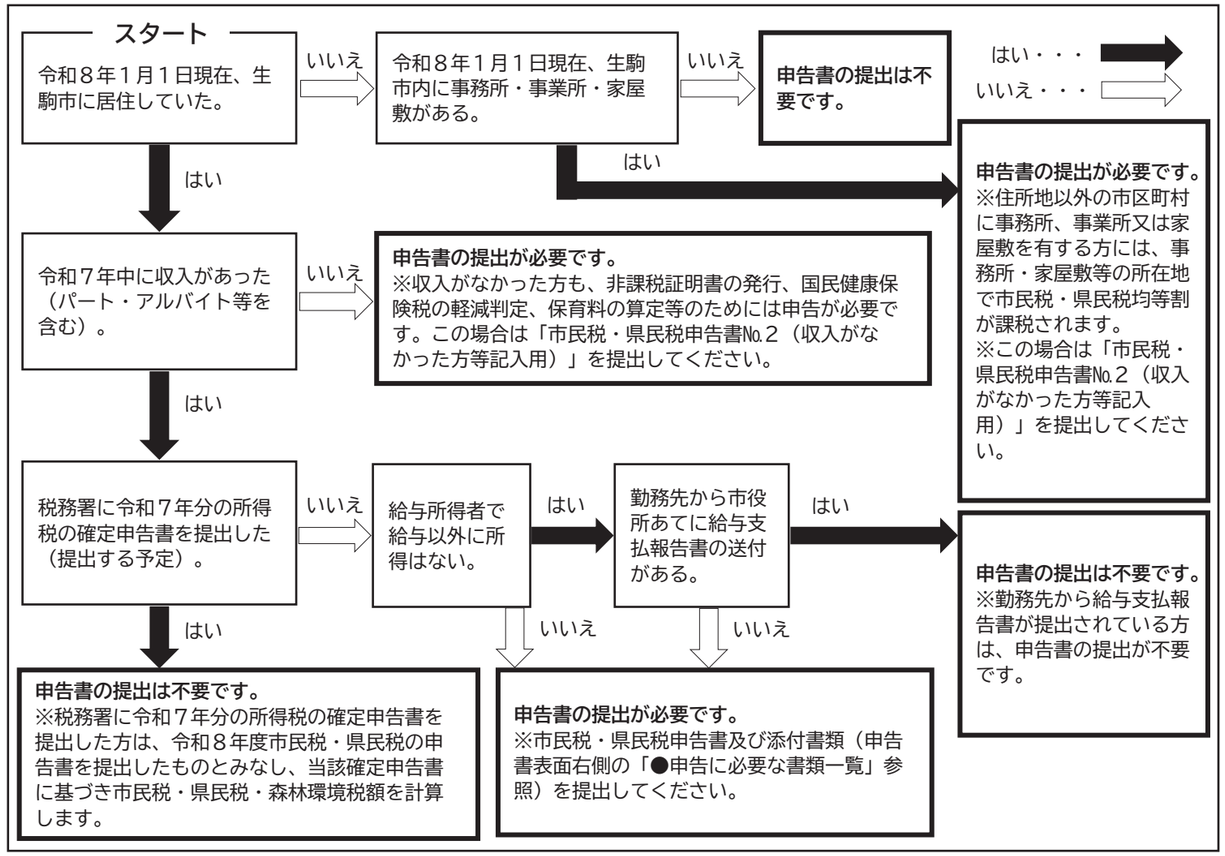

●提出期間

令和8年2月16日から**令和8年3月16日まで**

※期間内に提出できなかった場合、納税通知書の送付や証明書の発行等が遅れることがあります。

●提出方法

本手引きに基づき作成した申告書及び添付書類(申告書表面右側の「●申告に必要な書類一覧」参照)は、次の(1)～(3)のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出期間中は窓口が大変混雑しますので、郵送での提出にご協力をお願いします。

(1)郵送

(2)窓口持参

(3)eLTAX個人住民税電子申告システムを通じた電子データによる提出

※申告書は、当市ホームページ(https://www.city.ikoma.lg.jp/0000016210.html)にてご案内しております「生駒市　住民税試算システム」により作成した申告書を印刷し、郵送又は窓口持参によりご提出いただけます。
※令和8年度申告分(令和7年中収入分)より、スマートフォン又はパソコンから、マイナンバーカードを利用して、eLTAXのホームページ、マイナポータル、当市ホームページを経由する電子申告が可能となりました(申告書の記載・印刷・郵送が不要です。)。eLTAX個人住民税電子申告システムにおける具体的な手続きについては、当市ホームページ(https://www.city.ikoma.lg.jp/0000039716.html)をご参照ください。

●問い合わせ先・提出先

生駒市役所　課税課　市民税係　〒630-0288　生駒市東新町8-38
（１階13番窓口）　電話 0743-74-1111　内線7120・7121・7122・7123

【表面】令和8年度市民税・県民税申告書の記入方法

（裏面の記入方法については4ページをご参照ください。）

現住所及び令和８年１月１日現在の住所、氏名（フリガナ）、生年月日、個人番号（マイナンバー）、電話番号、業種又は職業、世帯主の氏名、続柄、提出年月日を記入してください。来年度申告書の送付が必要な場合は「送付希望」を〇印で囲んでください。

次に掲げる控除について、令和７年中にあなたが支払った保険料がある場合は支払金額を記入してください。また、社会保険料控除については社会保険の種類も記入してください。

社会保険料控除：健康保険料・国民健康保険税（料）・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料などの支払金額（親族の年金から天引きされている社会保険料は含まれません。）

生命保険料控除：受取人のすべてをあなたかあなたの配偶者やその他の親族とする生命保険契約等及び介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金の支払金額（分配金として支払われた金額は含まれません。）

※平成24年１月１日以降（新制度）に締結した新契約又は新規約に基づく生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料については、新生命保険料の計（101）、新個人年金保険料の計（102）、介護医療保険料の計（103）の欄に、平成23年12月31日以前（旧制度）に締結した契約又は同日以前に承認若しくは認可を受けた規約（新規約を除く。）に基づく生命保険料、個人年金保険料については、旧生命保険料の計（44）、旧個人年金保険料の計（45）の欄にそれぞれ記入してください。

地震保険料控除：地震保険契約に係る保険料又は掛金の支払金額

※損害保険契約のうち、平成18年12月31日までに契約し、保険期間又は共済期間が10年以上の満期返戻金があるものについて、保険料や掛金を令和７年中に支払った場合は旧長期損害保険料の計（46）の欄に記入してください。

次に掲げる控除について、令和７年12月31日現在で該当がある場合は該当箇所に記入又はチェックを入れてください。

寡婦控除・ひとり親控除：あなたの令和７年中の合計所得金額が500万円以下で、次の①又は②に該当する場合は該当箇所にチェックを入れてください。

①ひとり親　総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子（他の人の控除対象配偶者又は扶養親族とされている方を除く）を有するひとり親（事実婚でない未婚のひとり親を含む）の場合

②寡婦　あなたが女性であって、夫と離婚後再婚しておらず、子以外で総所得金額等が58万円以下の生計を一にする扶養親族（他の人の控除対象配偶者又は扶養親族とされている方を除く）を有する方か、夫と死別後再婚していないか、夫が生死不明の方の場合

勤労学生控除：あなたが学生・生徒で令和７年中に勤労による給与所得等があり、かつ、合計所得金額が85万円以下でそのうち給与所得等以外の所得が10万円以下の場合はチェックを入れて、学校名を記入してください。

障害者控除：あなたやあなたの扶養親族等が障害者の場合、該当者の氏名（フリガナ）、障害の程度、個人番号を記入してください。

配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者：令和７年12月31日現在で次の①又は②に該当する場合、あなたと生計を一にする配偶者の氏名（フリガナ）、生年月日、個人番号を記入してください。なお、あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者（特別）控除の適用はありませんが（障害者控除は適用されます。）、同一生計配偶者の欄にもチェックを入れてください。

①配偶者控除・・・配偶者の令和７年中の合計所得金額が58万円以下の場合

②配偶者特別控除・・・配偶者の令和７年中の合計所得金額が58万円を超え、133万円以下の場合

※配偶者特別控除を受ける場合は配偶者の合計所得金額を記入してください。

扶養控除・特定親族特別控除：令和７年12月31日現在で次の①又は②に該当する場合、あなたと生計を一にする扶養親族等の氏名（フリガナ）、生年月日、同居・別居の区分、続柄、控除額（金額は右表参照）、個人番号を記入してください。また、別居の（住民登録が生駒市にない）扶養親族等がいる場合には申告書裏面12欄も記入してください。

①扶養控除・・・令和７年中の合計所得金額が58万円以下の扶養親族を有する場合

②特定親族特別控除・・・令和７年中の合計所得金額が58万円を超え、123万円以下の場合

※特定親族特別控除を受ける場合は特親欄に〇印を記入してください。

※特定親族が他の親族の配偶者特別控除又は特定親族特別控除の対象とされている場合は、特定親族特別控除は受けられません。また、親族の双方がお互いに特定親族に該当する場合には、いずれか一方のみが特定親族特別控除を適用することができます。

16歳未満の扶養親族（控除対象外）：あなたと生計を一にし、令和７年中の合計所得金額が58万円以下の扶養親族（16歳未満）がある場合は、扶養親族の氏名（フリガナ）、生年月日、同居・別居の区分、続柄、個人番号を記入してください。なお、別居の（住民登録が生駒市にない）扶養親族等がいる場合には申告書裏面12欄も記入してください。

※16歳未満・・・平成22年１月２日以降生まれ

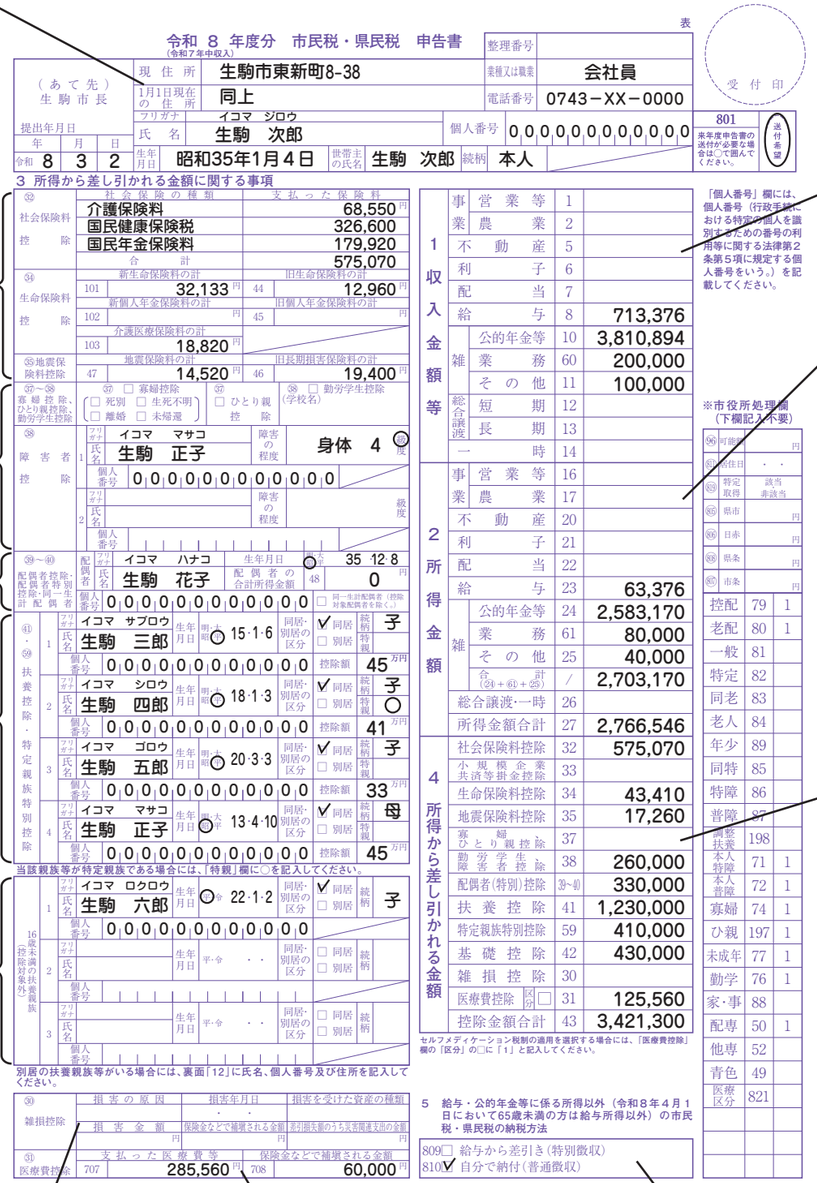

雑損控除：令和７年中にあなたやあなたの扶養親族などが所有する生活用資産が、災害・盗難・横領などによって損害を受けたときに支出した費用があった場合に記入してください。

医療費控除：令和７年中にあなたやあなたの扶養親族などのために医療費を支払った場合に支払金額を記入してください。保険金などで補填された場合は補填金額も記入してください。

給与・公的年金等以外の所得（令和８年４月１日において65歳未満の方は給与所得以外の所得）がある方は、その所得に係る市民税・県民税の納税方法について、いずれかの□欄にチェックを入れてください。

●基礎控除による控除額

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円（対象外）

●扶養控除による控除額

被扶養者の年齢	控除額
16歳未満（年少扶養）	0円（対象外）
16歳以上19歳未満（一般扶養）	33万円
19歳以上23歳未満（特定扶養）	45万円
23歳以上70歳未満（一般扶養）	33万円
70歳以上（老人扶養）	38万円
70歳以上の同居老親	45万円

●特定親族特別控除による控除額

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超　95万円以下	45万円
95万円超　100万円以下	41万円
100万円超　105万円以下	31万円
105万円超　110万円以下	21万円
110万円超　115万円以下	11万円
115万円超　120万円以下	6万円
120万円超　123万円以下	3万円

1 収入金額等欄については、あなたの令和７年１月１日から令和７年12月31日までの各種収入金額等を記入してください。

※注意事項※

営業等、農業、不動産：申告書裏面７欄に内訳を記入してください。

給与：給与所得がある方で、源泉徴収票のない方は申告書裏面６欄に内訳を記入してください。

配当：申告書裏面８欄に内訳を記入してください。なお、大口以外の上場株式の配当については、支払時に住民税が差し引かれるため、精算の必要がない場合は申告不要です。また、特定配当等に係る所得金額を総所得金額に含め、配当割額の控除を受けようとする場合は申告書裏面14欄に記入してください。

雑（公的年金等・業務・その他）：申告書裏面９欄に内訳を記入してください。

総合譲渡・一時：申告書裏面10欄に内訳を記入してください。

※分離譲渡所得があり、税務署に確定申告をする必要のない場合で、市民税・県民税の申告をする場合は、課税課までご連絡ください（分離課税等用の申告書で申告いただく必要があります。）。

2 所得金額欄については、該当項目の収入金額等から必要経費等を引いた後の金額及び所得金額合計を記入してください。なお、給与・公的年金等の所得の計算方法に関しては、申告書裏面左側をご参照ください。

4 所得から差し引かれる金額欄については、該当項目の控除額を記入してください。

㉜社会保険料控除、㉝小規模企業共済等掛金控除：支払金額全額

㉞生命保険料控除：次の表を参照し、控除額をご確認ください。**なお、控除額＝支払金額にならない場合がございますのでご注意ください。**

※一般生命保険・介護医療保険・個人年金保険の各控除を合計した生命保険料控除の上限額は70,000円です（新制度・旧制度の両方を合算して控除の適用を受ける場合は、一般生命保険・個人年金保険とも控除の上限額は28,000円です。なお、旧契約のみで算出した控除額が、新契約・旧契約の両方を合算して算出した控除額を上回る場合は、旧契約のみの控除額を適用します。）。

旧制度（一般・個人年金それぞれに適用）

年間の支払保険料等	控除額
15,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超　40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円
40,000円超　70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円
70,000円を超える場合	35,000円（限度額）

新制度（一般・個人年金・介護医療それぞれに適用）

年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超　32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
32,000円超　56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円を超える場合	28,000円（限度額）

㉟地震保険料控除：次の表を参照し、控除額をご確認ください。**なお、控除額＝支払金額になりませんのでご注意ください。**

地震保険　支払金額の合計額の1/2（限度額25,000円）

旧長期契約（平成18年12月31日以前に締結したもの）

支払保険料等	控除額
5,000円以下	支払保険料等全額
5,000円超　15,000円以下	支払保険料等×1/2＋2,500円
15,000円超	10,000円（限度額）

㊲寡婦・ひとり親控除：寡婦26万円　ひとり親30万円

㊳勤労学生・障害者控除：次の表を参照し、控除額をご確認ください。

控除の種類	勤労学生控除	障害者控除		
		一般	特別	特別同居
控除額	26万円	26万円	30万円	53万円

※特別障害…身体障害者手帳１・２級、精神障害者保健福祉手帳１級など

※特別同居…同一生計配偶者又は扶養親族が、あなた又はあなたと生計を一にしている親族と同居している特別障害者の場合

㊴～㊵配偶者（特別）控除、㊶扶養控除、㊺特定親族特別控除、㊷基礎控除：下表をご参照し、控除額をご確認ください。

㊱雑損控除：次のいずれか多い金額

（損失の金額－保険金等により補填された額）－総所得金額等の合計額の10%

（災害関連支出の金額－保険金等により補填された額）－５万円

㊲医療費控除：（支払った医療費－保険金等により補填された額）－（総所得金額等の５%又は10万円のいずれか少ない額）（限度額200万円）

※セルフメディケーション税制の適用を選択する場合は次の計算式による金額を記入し、区分欄に「1」を入れてください。計算式：（支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等により補填された額）－12,000円　（限度額88,000円）

●配偶者（特別）控除による控除額

控除の種類	あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	配偶者の合計所得金額	控除額		
配偶者控除	58万円以下	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者（70歳以上）	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	58万円超　100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超　105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超　110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超　115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超　120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超　125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超　130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超　133万円以下	3万円	2万円	1万円